

令和6年第3回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 令和6年 9月 3日  
本日の会議 令和6年 9月20日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総 務 部 長 青田浩二君
建設産業部 長 山口新吾君	住民福祉部 長 宮崎伸之君
健康保険部 長 山本昭彦君	水道局 長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次 長 宮司裕子君
企画財政部 理事 荒木隆君	総 務 課 長 大山康彦君
財 政 課 長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時06分

令和6年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

令和6年9月20日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	40	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	※総務
2	41	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	42	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※総務
4	44	令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総務 ※産業
5	45	令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
6	46	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	47	令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	48	令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
9	49	令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
10	50	令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
11	51	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
12	52	令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	53	令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
14	54	令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
15	55	令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
16	—	議員派遣の件	
17	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例から日程第3、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

## ○11番（金子恵議員）

それでは令和6年9月議会におきまして、総務厚生常任委員会に付託をされました議案第40号から42号までの報告をいたします。審査日は令和6年9月9日から13日、委員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、長与町図書館建設用地の先行取得および買い戻しが終了し、今後の土地先行取得の必要性等を踏まえ基金の額を減額するもの。具体的には土地開発基金の現金を一部処分し、第2条に定める基金の額を適正な額に減額するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、基金の内訳は現金1億8,000万円、土地3億円とのことだが、評価額が下がると4億8,000万円を下回るということかに対し、土地は基金所有の取り扱いになる。町がその土地を活用するために買い戻すときは、当時のままの額で買い戻しをするため資産価格が変わるということはない。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告します。提案理由、主な内容として、令和6年7月31日、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和6年11月に施行されることに伴い所要の改正を行うもの。第5号に規定する支給の制限に係る所得制限額は、児童扶養手当法施行令を引用しており、この所得限度額が引き上げられたことに伴い、条文に項ずれが生じたため改正を行う。以上の説明がありました。主な質疑としては、特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告をいたします。提案理由、主な内容として行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法から保険税滞納世帯に対する被保険者証の返還および返還の求めに応じない者に対する過料の規定が削られることになったため、長与町国民健康保険条例中、国民健康保険法の引用について改め、被保険者証の返還の求めに応じない者への過料の規定を削除する改正を行うもの。以上の説明があり

ました。質疑としては、特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第40号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第40号長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第41号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第42号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）から日程第8、議案第48号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○11番（金子恵議員）

それではご報告を申し上げます。まず、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして、総務厚生常任委員会に付託をされました部分の報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、歳入の主なものは、普通交付税の令和6年度の額確定により5億93万4,000円の増額。また土地開発基金の一部処分に伴う繰入金4億2,959万6,000円の増額。次に、複合施設整備事業充当起債3億1,300万円を計上。内訳は、公共施設等適正管理推進事業債1億8,180万円、地域活性化事業債8,710万円、一般事業債4,410万円となっている。歳出の主なものは、複合施設建設工事費で令和6年度から8年度にかけての経費のうち、令和6年度分の支払い限度額分として、前金払いで3億4,777万7,000円、自己託送接続検討料として22万円を計上。次に、長与児童館屋上パラペット爆裂部分の修繕料31万3,000円を計上。また、防災ハザードマップ作成業務委託料として77万円を計上。これは長崎県が新たに2級河川の洪水、浸水想定区域を公表したことに伴い、防災ハザードマップのウェブ版を更新するもの。この他公金振込手数料111万4,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では、工事監理委託料は監理業務委託と設計者の意図伝達業務委託ということだが、内容は何か。また、どのような委託方法をとるのかに対し、工事監理業務委託に関しては、一般競争入札での発注を予定。図面と工事現場が合っているかを確認することが主な業務となる。意図伝達業務は、設計者との随意契約になる。業務委託の内容は、設計図面の意図、内容を工事監理業務を通じて現場に伝えるもの。以上の答弁がありました。次に、総務部、住民福祉部、健康保険部に関しましては、特記すべき質疑はありませんでした。会計課におきましては、自治体の事務も金銭的な負担が今後増えてくることとなった場合、これを町の必要経費だということで見えていくのか、それとも住民負担にするのか、どう転嫁していくべきかは自治体間の首長の考え方も違ってくる。検討状況はどうなっているのかに対し、今後手数料の部分を住民に転嫁するという自治体も出てくる可能性もある。現時点、本町においては、自治体が負担すべき経費として住民に転嫁する考えはない。今後の情勢によっては、その点も見直していくときが来るのではないかとということも念頭に入れている。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、既定の予算総額に歳入歳出そ

れぞれ4,202万6,000円を追加し、補正後の総額を45億2,106万9,000円とするもの。歳入では前年度決算に伴い確定した繰越額4,149万2,000円を計上。歳出は、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーのお知らせの送付に係る封筒代および郵送料を計上。予備費は、収支の調整として計上。以上の説明がありました。こちらに関しては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告をいたします。提案理由、主な内容として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ344万2,000円を追加し、補正後の予算総額を7億3,415万6,000円とするもの。歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額344万2,000円を計上。歳出は、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。以上の説明がありました。こちらに関して特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告をいたします。提案理由、主な内容として、保険事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,230万3,000円を追加し、補正後の総額を33億9,196万7,000円。歳入は繰越金1億7,702万1,000円を計上。歳出では、公金収納の事務のデジタル化推進のため、公金振込手数料の有料化に伴う経費などを計上。介護サービス事業勘定は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ654万円を追加し、補正後の総額を3,452万8,000円とするもの。歳入は繰越金として654万円を計上。歳出では、同額を予備費として計上した。以上の説明がありました。主な質疑として、こちらにも特に特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

金子委員長。

○11番（金子恵議員）

議案第44号で公金振込手数料を111万4,000円と申し上げましたが、こちらは311万4,000円であります。訂正方お願いいたします。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第44号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

### ○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和6年第3回本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託をされました議案について報告いたします。審査日は令和6年9月9日から12日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、農道等補修工事費は、長与岡北土地改良区において配水管が漏水しており、2件の修繕を緊急に実施するもの。また、平木場郷内で通学路となっている里道の路面補修工事を1件実施する。土木管理課では、道路新設改良費は国の交付金の内示減に伴い、財源の一部を国庫補助金から地方債および一般財源に組み替えるもの。長与港改修事業は、県が施工する事業費の増額変更に伴い、地元負担金を増額補正するもの。公園緑地管理費の工事請負費は、国の交付金の内示減に伴う工事着手年度の変更により事業費を減額するもの。都市計画課では、土地区画整理事業充当起債4,180万円の増額は、国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の増額。生涯学習課では、働く婦人の家の工事請負費は空調設備の改修費用2基分を計上。多目的研修集会施設の工事請負費も同様に空調設備の改修費用1基分を計上。公民館費では、6月に上長与公民館にあるセンダンの木の枝の一部が折れたため、樹木全体で樹形を作り直し樹勢を整えるために木の薬、剪定料を計上。工事請負費では、空調設備の改修費用2基分を計上との説明がありました。主な質疑といたしましては、建設産業部産業振興課では、特記すべき質疑はありませんでした。土木管理課では、道路新設改良は国の交付金の内示減により財源組み替えをしているが、財源を組み替えてでもしなければならない理由は何かに対し、道路の新設は（仮称）柳田椿林線の分で椿林区画整理が間もなく換地処分になるため、それに伴う道路は今年度中に発注したいとの答弁がありました。都市計画課では、特記すべき質疑はありませんでした。教育委員会生涯学習課では、働く婦人の家の空調機はどの部屋の分で金額はそれぞれ幾らかに対し、講習室が81万9,500円、相談室は42万5,150円との答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別

会計補正予算（第1号）の提案理由、主な内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,953万2,000円を追加し、総額をそれぞれ15億1,543万2,000円とするもの。歳入は国庫補助金5,528万3,000円、県補助金を1,382万1,000円減額し、一般会計繰入金を6,910万4,000円増額する。国庫補助金の内示減に伴う財源組み替え。歳出では、委託料3,953万2,000円の増額は、高田南土地区画整理事業の県への委託料で測量業務の一部前倒しに伴う増額。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、特記すべき質疑はありませんでした。全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第44号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第44号令和6年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第45号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第46号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第47号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第48号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○11番（金子恵議員）

それでは報告をいたします。まず議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、総務厚生常任委員会に付託をされました部分の報告を申し上げます。まず、提案理由の主な内容として、歳入総額は159億1,300万9,142円で、前年度比3%の増加。自主財源である町税は1,600万円の減少、要因は町民税の減によるもの。歳出総額は147億5,894万9,040円で、前年度比3.2%の増加。これは扶助費や投資的経費などが増加したことによるもの。歳入歳出差し引き残額は、11億5,406万102円。令和6年度への繰越額は5億2,355万1,102円。以上の

内容の他、経常収支比率の状況ならびに健全化判断比率などの説明を受け、また所管ごとに事項別明細書に基づく詳しい説明を受けました。主な質疑として、企画財政部では、財政課におきまして、貯金に当たる財政調整基金を当初予算で多めに計上する理由は何かに対し、当初予算の財政調整基金、減債基金の繰り入れに関しては予算配分した中で、歳入が足りない場合に取り崩している。多めにとという考えではない。また、年度途中で地方交付税等が確定し、歳入が見込めた場合、取り崩した額を繰り戻すという補正を行っている。足りない分を財政調整基金から繰り出すことが前提になっていると感じる。なるべく崩さないように歳出を組むという考えにはならないのかに対し、歳出を組む場合は歳入に見合った歳出ということで、その範囲内で財源を含めサービスを行っていくことが前提である。実際かなり削って今の状態になっている。どうしても足りない分として財政調整基金を取り崩し、何とか予算を組み立てているという状況である。次に政策企画課におきましては、複合施設整備費設計委託料の前金払いとして30%の根拠は何かに対し、要綱の中で工事費は40%まで、委託料については30%までは前払いできるという規定があるとの答弁でした。次に、税務課、収納推進課では、特記すべき質疑はありませんでした。次に総務部総務課におきまして、災害時他自治体に派遣する場合、基準やルールがあるのかに対し、大きな災害があった場合、まず地元の要望が重要になる。本町に直接ではなく県を通じて依頼が来る。希望される職種とのマッチングをした中で、派遣するという流れになっている。以上の答弁がありました。次に、契約管財課におきましては、長与駅コミュニティホールでカフェが営業されているが、これにより従来の使い方ができないと思っている人がいると聞く。実際には従来どおり使えるということだが、カフェの設置、運営、営業が始まってから利用件数が減ったりとか、もしくは直接的に町としてもそういう声を聞いたりしていないのか。カフェが入ったことによる影響はないのかの質疑に対し、昨年9月にオープンした。9月から3月までに25件、100日を超える展示、イベント等があった。展示関係の団体に聞き取りをしたが、カフェが入ったことにより明るくなり不在のときにもカフェの人が作品について案内、説明をしてくれるため助かっているという声を聞いた。ここはカフェの利用者のみならず展示の団体も使えるということで周知をしている。また、待合所としても自由に入れる空間になっている。以上の答弁がありました。次に、地域安全課におきましては、ふるさと長与応援寄附金の地域安全課分は、地域振興に使ってほしいということで寄付されているが、指定があるのか。また、実際何に活用しているのかに対し、自治会長報償費、自治会振興補助金、自治会長研修補助金、地域振興補助金、集会施設等補助金などに充当している。経常的に必要な経費に使われているような気がする。そこは一般財源で手当てし、特別な応援であることからプラスアルファの住民サービス、地域活性化に使う方が寄付した人の目的にかなうのではないかという質疑に対し、現在さまざま形で寄付が行われているが、目的としては地域振興になっている。今後何に活用したか明確になる新しい事業などに充当すべきと思う。しかし、一方で財源を考えていく

中で、一定程度財源を補う必要もある。その辺のバランスをとりながら今回の基金積立を行った。この中で広く使っていきたいと考えているとの答弁でした。次に、情報政策課に關しましては、特記すべき質疑はありませんでした。次の秘書広報課ですが、広報モニターの意見など反映されているのかの質疑に対し、デザイン、特集案などさまざまな意見をもらっている。広報紙もコンテンツとして情報通やインフォメーションなどがあるが、それらの統廃合について令和6年5月からコンテンツを変更した形で意見を反映しているとの答弁でした。次に、健康保険部健康保険課におきまして、質疑として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務の事業内容に高齢者の健康課題の把握、分析および個別支援等を実施したとあるが、これまでも課題の把握や分析は実施してきたと思うが、広域連合の企画ではあるが、改めて事業化された理由は何かに對し、対象者を指導するような事業が今までなかった。事業化することで確実に地区内でどのような人がどれほどいるのか。その人に対し、具体的にリスクに対する低栄養や口腔機能の低下などに着目した専門的な指導を行うことで、高齢による生活機能の低下、必要な栄養指導を受ける機会を設けるということで制度化され、実施をしている事業であるとの答弁でした。介護保険課におきましては、特記すべき質疑はありませんでした。次に、住民福祉部におきましては、高田保育所、質疑は、町外の子どもを受け入れているが基準があるのかに對し、町外からの入所希望があったときに受け入れが可能であれば入所となるとの答弁でした。次に、こども政策課におきましては、軽度、中等度の難聴児は手帳がない。そこが対象となれば自己申告になるのか。周知はなされているのかに對し、先天的な乳幼児は健診等で早期発見がされ、即、専門医につなげている。重度であれば身体障害者手帳の対象になり、そうではない場合も経過を見て耳鼻科医から随時行政に紹介してもらっているとの答弁でした。次に住民環境課におきましては、環境係で使用していた2トントラックを売却しているが理由は何かに對し、3年ほど前に新しいダンプを購入した。古い車両はイベント時の使用、故障したときの予備にしていたが、実情として使う回数が少なかったため売却をしたとの答弁でした。次に福祉課におきましては、ふるさと長与応援寄附金はどのような事業に使ったのかに對し、地域福祉ボランティア助成金34万2,000円、長与町心配ごと相談事業補助金54万7,000円、成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料300万円など、7つの事業に充当したとの答弁でした。次に、会計課、議事課におきましては、特記すべき質疑はありませんでした。次に、監査事務局におきましては、監査委員からどういった意見等が出されているのかの質疑に對し、令和5年度から開始をしているLINE機能を使用した行政手続について、住民への周知が不十分なのではないかという指摘があった。また、嬉里郷の町営駐車場は管理人を配置しての有人受付を行っているが、効果があまりないのではないかという指摘があり、利便性を高める意味でも無人化の検討はしてはどうかという意見があった。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてをご報告申し上げます。提案理由、主な内容として、歳入は収入済額合計43億1,372万6,467円、前年度比0.4%の減額。不納欠損額は804万495円、収入未済額8,055万5,285円は、前年度と比較して1,418万3,937円の減額となっている。歳出は、支出済額42億7,223万3,215円、前年度比1.1%の増額。不用額は7,848万8,785円、歳入歳出差し引き額4,149万3,261円は、全額を翌年度へ繰り越すこととしている。以上の説明がありました。主な質疑として、485万5,000円が流用されている理由は何かに対し、高額療養費が当初見込みより上がり、支払いに間に合わせるために流用したとの答弁でした。国は将来、保険料の統一化を目指していると聞く。長崎県での統一化の状況はどうか。またその場合、本町の保険料は上がるのかの質疑に対し、国が加速化プランを発表し、遅くとも令和17年度までには、保険料の水準を完全統一するようという指針が出た。長崎県においては、具体的な議論はなされていない。統一された場合、本町の保険料は上がる見込みとなっているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご報告申し上げます。提案理由、主な内容として、歳入では、収入済額合計は6億3,594万1,613円、前年度比6.2%の増額。不納欠損額は5,100円、収入未済額は41万4,672円、歳出は、支出済額合計6億3,249万8,813円で、前年度比6%の増、不用額は725万7,187円、歳入歳出差し引き額は344万2,800円になった。以上の説明がありました。こちらに関しましては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第52号令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、令和5年度末時点65歳以上である第1号被保険者は1万1,474人、前年度比147人の増。また、第1号被保険者のうち、要支援要介護の認定者数は1,879人、前年度より42人の増となっている。認定率は16.4%で、前年度比0.2ポイントの増。保険事業勘定の歳入は、収入済額の総額は32億3,894万3,703円、前年度比1億2,096万7,316円、3.9%の増。歳出の主なものは、介護報酬改定に伴うシステム改修業務、一般介護予防事業としてお元気クラブや脳トレ教室に関する経費、めだか85、サポーターポイント制度事業の委託料を計上。介護サービス事業勘定の歳入は、ケアプラン作成2,787件、ケアマネジメント作成2,390件に対する収入。歳出では、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費、介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料である。以上の説明がありました。主な質疑として、介護保険認定審査会とはどのようなものかに対し、介護保険の認定申請をした後に主に要介護1から5、要支援1から2を決定、認定する審査会である。委員は30人、毎月6班による審査会があり、年間72回開催しているとの答弁でした。次に、

委員の構成はどうなっているかの質疑に対し、医師、歯科医師、介護専門員、理学療法士、作業療法士など、医師会やそれぞれの所属団体に依頼し、推薦してもらい決定しているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず議案第49号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

それでは報告をいたします。議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての産業文教常任委員会の分割付託分の提案理由、主な内容については、建設産業部産業振興課では、森林環境譲与税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億9,508万1,469円のうち、1億4,823万6,451円、県の中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金など。長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち、290万2,000円が長与川まつりおよびイルミネーションの点灯などの町のPR事業に対する助成金。農業等事業債は、県事業で行っている藤の棟ため池の堤体補強工事に係る農村地域防災減災事業負担金に対する起債。歳出は、ふるさと長与応援寄附金に係る経費。5年度のふるさと納税受付件数は1万474件、寄付額2億3,569万5,001円。その他、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金。長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金は、町単独事業による有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵2,968メートル、電気柵2,004メートルの整備30件に対する補助の他、有害鳥獣捕獲報奨金としてイノシシ175頭、中型動物等36頭に対する補助。長与町プレミアム商品券発行事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策で、プレミアム率を66.7%としたプレミアム付き商品券を1世帯の購入上限5セットとして発行。土木管理課では、歳入では、国の道路橋りょう費補助金は、町道長与中央線の舗装補修工事の補助金など。都市計画費補助金は、都市計画道路西高田線整備事業、公園施設長寿命化計画に伴う公園遊具更新分の補助金。歳出では、町道管理委託料は街路樹の剪定およ

び除草委託など43件。町道維持補修委託料は、シルバー人材センターへの委託を含め9件の委託。工事請負費は、町道長与中央線道路改良工事や町道吉無田女ノ都線舗装補修工事など122件。街路事業費の工事請負費は、都市計画道路西高田線に伴う工事16件を実施。公園緑地管理費の委託料は、町内の公園等のトイレ清掃等を行う公園清掃管理委託料の他、各公園の維持管理業務および中尾城公園、潮井崎交流館の公園施設管理委託としてシルバー人材センターなどに支出。公園遊具の更新事業である長寿命化対策工事費は、天満宮公園の遊具更新に関する工事を3件。都市計画課では、歳入は急傾斜地崩壊対策事業分担金。住宅使用料および町営住宅駐車場使用料は、東高田、西高田、岡岬の3カ所分。国の住宅費補助金のうち、公営住宅等ストック総合改善事業補助金は、東高田町営住宅D棟、E棟の長寿命化改修工事および工事監理業務に対する補助金。歳出では、下水道施設事業費負担金9,341万6,913円は、全て高田南土地整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金。住宅性能向上リフォーム補助金が15件で150万円、親子でスマイル住宅支援補助金が1件で40万円。教育委員会の教育総務課と学校教育課は、一括して説明を受けました。歳入の主なものとして、教育費国庫補助金の小学校費、中学校費の公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター委託に充当。県の地域部活動推進事業委託金は、休日の部活動の地域移行に関する実施研究に対する県からの委託金で、休日における地域運動部活動の指導および運営委託料に充当。ふるさと長与応援寄附金「教育の充実や生涯学習を推進」分3,703万7,000円を学校施設保守・清掃委託などに充当。企業版ふるさと納税寄附金は、210万円を地域運動部活動推進事業に充当。学校給食食材費負担金は、給食の公会計化に伴う賄材料費の保護者等に負担。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中村委員長。

○9番（中村美穂議員）

失礼いたしました。続けさせていただきます。学校給食食材費負担金は、給食の公会計化に伴う賄材料費の保護者等負担分。歳出では、報酬の主なものは教育相談指導員2名、学校運営指導員1名分と外国語指導助手3名分の報酬。各種大会参加補助金は、交通費、宿泊費を補助しており、町内の中学校に対し、県大会20件、九州大会5件、全国大会1件の計26件分。教育振興基金積立金は、一般会計の余剰金より3億円および預金利息1万4,677円を積み立て。小学校費と中学校費の校舎整備工事費は、長与南小および北小の普通教室LED照明取替工事、高田小および北小のトイレ洋式化工事、長与中および長与第二中の特別教室LED照明取替工事、長与第二中および高田中のト

イレ洋式化工事が主なもの。学校給食費の賄材料費は、給食の公会計化に伴う給食食材の購入費。生涯学習課では、歳入は、県からの市町村権限移譲等交付金のうち、史跡は県指定文化財の五輪の塔の管理に対する委託金、立ち入り調査は有害図書などの立ち入り調査を実施している分の委託金。ふるさと長与応援寄附金のうち4,011万6,001円を勤労青少年ホーム管理経費や青少年健全育成事業、社会教育事業、図書館事業、保健体育事業に充当。広告掲載料のうち10万2,600円は、15社27誌の図書館設置雑誌スポンサーとしての受け入れ分。歳出は、働く婦人の家管理費の工事請負費では、空調設備機器設置工事。多目的研修集会施設管理費の工事請負費では、施設全体の屋根防水工事および大ホール空調設置工事、公民館費の修繕料では、高田地区公民館図書室カーペット張り替えや上長与公民館給水管修繕など合計18件。工事請負費は、長与町公民館冷温水配管撤去工事と上長与公民館への空調機取り付け工事2件分。文化振興費の報償費では、東京大衆歌謡楽団、手相芸人島田秀平氏による手相占いトークショー、平和コンサートに関する謝礼、第9回郷土芸能大会出演謝礼等。開発工事に伴う発掘調査作業委託料は、昨年6月、嬉里郷皿山付近での土地開発区域で大雨時の道路破損を発端として多くの遺物が発見され、その土地の基礎調査を行ったもの。農業委員会では、歳入は農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、農地集積・集約化対策費補助金。歳出は、農業委員12名および農地利用最適化推進委員8名の報酬、農業委員会委員候補者評価委員1名の報酬。農地利用調査謝礼は調査員33名の謝礼。タブレットのインターネット接続料、農業委員会サポートシステムの地図更新作業にかかる費用との説明がありました。主な質疑といたしましては、建設産業部産業振興課では、ふるさと長与応援寄附金の歳入額に対し返礼品などの経費はいくらかに対し、歳入額は2億3,569万5,000円で、経費は、返礼品やポータルサイト利用料など1億1,960万2,000円であるとの答弁でした。プレミアム付き商品券の販売率と額はどれくらいかに対し、販売率は65.85%、額としては予定額4億3,000万円に対し、発行総額は2億8,316万円であるとの答弁でした。土木管理課では、道路維持補修工事は122件としているが主要な道路以外にも補修が必要な道路があると思うがどうかに対し、道路舗装の修繕計画を立て優先度の高い道路を補修しているが、自治会要望などを含めできる限り補修していきたいとの答弁でした。都市計画道路西高田線の進捗率と何年に完成する予定なのかに対し、事業費ベースは91%、用地取得92%、建物移転97%、事業計画は8年度末が完成年度であるという答弁でした。都市計画課では、長崎市が整備する高田南土地区画整理地内の長崎市下水道区域の工事負担金はいつまでかに対し、工事は6年度に完了するためその分までであるという答弁でした。町営住宅修繕工事はいつまでかに対し、平成26年度から町営住宅の長寿命化計画の中で、岡岬、西高田、東高田の順で進めてきた。6年度の東高田が終われば改修は全て終了となるという答弁でした。教育委員会教育総務課、学校教育課のタブレットの修理費負担金の内容はに対し、保護者の負担は家庭で破損した場合に発生し、負担額は画面割れが1万円、充電ケーブルの

破損は1,200円で、実際の修繕額との差額は公費で負担しているという答弁でした。学校のトイレの洋式化はどれくらい進んでいるのかに対し、小学校62.2%、中学校60.9%、小中合わせて61.8%で、7年度までに約70%の洋式化を目指しているという答弁でした。生涯学習課では、郷土芸能大会があったが郷土芸能を残すための経済的支援は考えていないのかに対し、大会の出演補助とそれ以外に毎年10万円の補助を各団体にしているという答弁でした。農業委員会では、特記すべき質疑はありませんでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由、主な内容として、歳入では収入済額17億5,779万8,837円、翌年度への繰越事業費の財源となる収入未済額は4億480万6,000円、歳出では、支出済額15億4,330万8,790円で、翌年度への繰越明許費は5億7,776万4,000円、高田南土地区画整理事業に係る5年度の事業実績は、本工事費8件、9億3,035万3,000円、補償費3件、2,940万4,000円、測量試験費13件、1億2,302万1,000円、負担金1件、6,584万2,000円、その他1件、1,575万円。事業進捗率は、道路築造65.0%、宅地造成81.6%、以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、一括施工は6年度内に完成するのかに対し、6年8月末現在で計画、工事進捗率ともに92%で、計画どおり6年度末の工事完成に向けて進んでいるとの答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての提案理由、主な内容については、収益的収入及び支出の収入は8億609万5,064円、支出は7億1,651万9,889円。資本的収入および支出の収入は4億9,685万5,000円、支出は5億3,491万4,777円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,064万9,777円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,338万6,374円、過年度分損益勘定留保資金6,726万3,403円で補填。当年度純利益が7,596万6,948円、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の7,596万6,948円。当年度未処分利益剰余金は全額建設改良積立金に積み立てる。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、中尾団地の配水管布設替え工事を行っているが、当初布設してからの経過年数と工事の優先順位はどのように決めているのかに対し、経過年数は51年、漏水の頻度や使用している管材などを勘案して決めているという答弁でした。水道料金はどれくらい改定されていないのかに対し、値上げの改定は昭和63年に行ってから36年間行っていないという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分および決算認定について、提案理由、主な内容は、収益的収入及び支出の収入は9億8,346万171

円、支出は9億381万6,548円。資本的収入及び支出の収入は2億1,209万4,876円、支出は4億7,338万169円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,878万5,293円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,622万912円、過年度分損益勘定留保資金2億5,256万4,381円で補填。当年度純利益が6,342万2,711円。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の6,342万2,711円。未処分利益剰余金は全額建設改良積立金に積み立てる。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、水洗化未整備と水洗化率はどれくらいに対し、長与町の区域内において未整備が8世帯で、整備はされているが未水洗の世帯が102世帯。処理区の水洗化率は99.39%、行政区域ベースでは98.93%であるとの答弁でした。污水管の耐用年数と改築する場合の理由は何かにに対し、耐用年数は50年でストックマネジメント計画に基づき調査を行い、優先度の高いものから改築を行うという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず議案第49号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、反対の立場から討論を行います。私が所属しております総務厚生常任委員会では、決算状況、施策の効果などの質疑を交わし、疑問が多少残るものはあるものの、その他指摘した課題について担当課は今後の施策や次年度予算編成に当たってしっかり検討していく旨の答弁があり、委員会での採決で賛成をいたしました。産業文教常任委員会で審査された内容のうち、5年度の当初予算で党派を同じくする同僚議員が当時、高田南土地区画整理事業への一般財源の投入など財政負担の過大さなどを指摘をし、反対しておりました。この間、議会、一般質問などでも同僚議員も含め、住民から寄せられる要求に財源が厳

しいという理由で実現しない例が少なくありません。同程度の人口、財政力である時津町では、一定要件を満たす高齢者の日常的な外出支援、社会活動参加を目的に年額9,000円の交通費助成を実施できています。本町の事業とは制度が若干異なりますが、町民からは高齢者交通費助成のこの金額の隣町との大きな差が話題になっております。区画整理事業が当初計画どおり、もしくは多少の変更があったとしてもそうした範囲内で終了していれば、本町のコンパクトさと類似団体と比較して、余裕度がある自主財源収入に裏打ちされた財政力を生かして、一般財源を住民要求にもっと応える形で有効に活用できたものと思います。地方自治法第1条の2で、自治体の存在目的を住民の福祉の増進を図ること、すなわち住民の幸福度を高めることにあるとしております。議会内で少数であってもこうした問題を指摘した議員が存在したことを会議録に刻み、後世で同様な計画が持ち上がった際の教訓としていただきたい。こうした意味も含めまして反対討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。令和5年度の本町の一般会計決算は、歳入が約159億1,300万円、歳出が147億5,900万円で、単年度収支はマイナス7,600万円となっているものの、令和2年度、3年度の単年度収支がいずれも2億円を超えるプラスだったことに鑑みますと、営利を目的とせず行政サービスを提供していくべき地方自治体としてむしろ必然的なマイナスと言えらると思えます。平成27年度には7.4%だった実質収支比率が年々増加し、5年度も12.7%となっていますが、国のコロナ対応臨時交付金の過大交付が影響していると考えられ、こちらも大きな心配はないと思えますが、新型コロナウイルス感染症が一定の終息を見せた今後は実質収支比率を下げしていくことも意識しながら事業実施が必要であるとは考えます。1年間の決算は、数字を通して本町のまちづくりの姿勢や方向性が浮かび上がってくるものですが、5年度の決算からはまず高田南地区土地区画整理事業や新図書館等複合施設建設事業は、物価高騰の影響は受けつつも最新の計画から大きく外れることなく順調に進んでおり、いずれも構想当初の想定からは大きく遅延しているものの、であるからこそ長年の懸案事項を順当に解消し、町民の不安を軽減しようという現職職員各位の努力と責任感を感じます。寄附金が2億4,700万円という過年度を大きく上回るものとなっていることから、そのほとんどを占めるふるさと納税制度の意欲的な活用が大きく奏功しており、この寄附金を健康事業や幼児保育施設への補助に活用していることや臨時交付金による各種給付事業の確実な実施、経常財源による好調な介護予防事業の継続や子ども医療費助成の拡大からは、所得に関わらず、子どもから高齢者まで全ての世代の町民の暮らしやすさを考えたバランス

のとれたまちづくりが行われていることが分かります。しかしながら当然に、改善の余地がある事業もあります。高齢者交通費・健康づくり助成事業やHPVワクチンキャッチアップ接種事業などは、現状の財政の中でも十分に拡大や推進が図れるものと思われ、駐車場事業や移住促進事業などは費用対効果を見直して、事業の改廃も検討することが最小の経費で最大の効果を上げる自治体の責務を果たすことだと考えます。この点においては5年度が有料化後初めての決算であった潮井崎キャンプ場についても50万円程度の収入を得るために利用者を減少させたという事実があり、この決算の結果から所管課にはなすべきことを考えていただけることを望みます。以上のように効果を上げている事業と改善の必要な事業の両方があるものの、委員会での詳細な審査の結果、全般において適法適正ではないような不認定とすべき瑕疵は見受けられず、財政運営も社会情勢の変化への対応の範囲を逸脱していないと判断いたします。今後ますます切実となる人口減少と少子高齢化や地球温暖化などの避けられない課題を的確に把握した上で、職員各位におかれましては、必要な投資的事業の実施と将来世代の負担の軽減のバランスを考えながら長期的な視点で実効性のある事業と財政運営を行っていただくことをお願いし、認定に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第50号令和5年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堀議員。

○13番（堤理志議員）

私は議案第51号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療は、住民が75歳に到達すると、従来の医療保険制度から脱退させこの制度に加入することになっております。75歳を超える高齢者は今後も増加することが確実です。そして、老齢に伴い病気にかかりやすく、体調の変化も起こってまいります。こうした高齢者が増えるごとに、そして医療費が増えるごとに、被保険者の負担は増加する制度設計になっております。住民の負担増加について、国や自治体は持続可能な制度を維持するためと説明いたします。医療費が多くかかる75歳以上の高齢者だけを他の医療保険から切り離し、数年ごとに保険料を確実に引き上げていく仕組みを、制度の持続性を維持するため国が決めたことだからって片づけられたら高齢者はたまったものではありません。同制度は、県の広域連合が事業の運営をしていますが、本町として上がり続ける住民負担の問題点を住民の目線に立って広域連合や国に訴え、国庫負担を抜本的に増額することを求めることや、また、約90億円積み上がっている広域連合の財政調整基金、約30億円ある財政安定化基金を高齢者負担の軽減に充てることを求めるなど、できることはまだあると考えます。今日私たちが平和に生活できる経済的土台は、戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ築き上げてきた高齢者の汗の結晶であります。高齢者が長生きした結果、数年ごとに保険料が重くのしかかるこの制度は、発足当時も国民的な批判を浴び社会問題となりました。今でも社会保障の理念に著しく反するものであると言わざるを得ません。当面、以前の老人保健制度に戻すことが急務と考えます。老人保健制度は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けることができ、現役世代より窓口負担を軽減するための財政調整の仕組みとなっております。高齢者と若年層の分断に基づく、この後期高齢者医療制度を批判する立場で本決算認定に不同意を表明いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

2番、堀議員。

○2番（堀真議員）

私は議案第51号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員、マイクを寄せてもらっていいですか。

○2番（堀真議員）

本町の後期高齢者医療制度の平均被保険者数は、前年度より303人増え5,883人、給付額については、58億8,955万7,000円、1人当たり100万1,000円で、1人当たりの給付額は、県平均に比べ約1万1,000円低い額となっております。また、

保険料調定額は5億1,767万9,772円、収入済額は5億1,726万円、収納率は99.91%で前年度より0.4%増加しており、県下でも2位の収納率となっております。これら給付額や収納率の状況を見ますと、安定的な財政運営の取り組みが一定なされているものと判断できます。今後も健康診査や高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化、健康ポイント事業などをより充実させ、医療費の抑制、効率的な財政運営に努められますよう意見を付して、本議案に賛成をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第51号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第52号令和5年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第53号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場から討論を行います。この区画整理事業は、施工完了まで間もなくというところまでできました。分かりやすく説明するために西暦で示しますが、事業開始は1983年、完了予定年度は当初の計画では1994年まで11年間の施工期間、総事業費は、当初111億円で収まるというものでありました。これが実際にどうなったかという、工事完了は2024年度末、総事業費は、監査委員の審査意見書によりますと、令和5年度末決算で313億円ということであり、まとめ

すと完了までの年数は30年超過し、事業費は202億円以上超過します。この中には一般財源からも相当額が投入されています。この事業の途中まで私の所属党派の先輩議員は、事業に特段反対をしてきませんでした。それは長崎都市圏の労働者の住居確保や町の玄関口を整備するという役割に正当性があったからだと考えます。その後、事業の膨張と予算額の増加が余りにも顕著となり、看過することができなくなりました。そのため約25年ほど前からこの計画は見直しをするべきと主張し、反対するに至りました。しかし、膨れ上がる工期と事業費は止まることなく今日に至りました。このような経過を鑑みれば施工完了が目前であるからといって、決算と膨れ上がった事業を黙認することはできません。本特別会計がたどってきた足跡と問題点を会議録で町民に明らかにするとともに、議会の中でも指摘する必要があると考えますので、本決算認定に反対、不認定の立場を表明し討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

2番、堀議員。

○2番（堀真議員）

議案第53号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。令和5年度の収入済額は17億5,779万8,837円で、支出済額は15億4,330万8,790円で、歳入歳出差引額は2億1,449万47円となっており、令和5年度は主に一括施工区域内の宅地造成工事や道路築造工事などが行われました。本事業は土地の有効活用や防災性の向上などの環境改善を図るため、昭和59年に都市計画決定を行い昭和61年からは長崎県に事業を委託し、整備が進められています。令和3年度には一括施工の一部が完成し、令和5年には自治会も発足するなど、住宅地として機能し始めたところです。この事業は既に15回の事業計画の変更を行い事業費は既に331億円まで膨れ上がり、事業開始から35年以上が経過しています。令和5年度末の進捗率は事業費が94.6%、宅地造成が81.6%であり、本年度の完成に向け事業も大詰めを迎えております。しかし現在も仮住まいをされている方もおられ、地権者や関係者の皆さまに今までのご不便やご苦労はいかばかりかと拝察をする次第です。現在、順調に工事が行われているようですが、本年度完成に向け補助金確保に尽力いただきながら町、県が一体となって事業を推進させ計画どおりに事業が完成することを要望し、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対は討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第53号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行い

ます。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第54号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、可決されました。

次に、議案第54号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定については、認定することに決定しました。

これから議案第55号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、可決されました。

次に、議案第55号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

皆さん大変お疲れさまでございました。閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げ

たいと思っております。去る9月3日に開会をしていただきました令和6年第3回長与町議会定例会も本日最終日となりました。本定例会では令和5年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間、慎重にご審議を賜りご決定をいただきました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。また、今回は8名の議員の皆さまからご質問を頂きました。町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に取り組んでまいります。今後とも住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのように、幸福度日本一のまち長与町の実現を目指し、また、100年安心のまちづくりに邁進してまいりますので、議員の皆さん方におかれましても引き続きご支援、ご協力を賜りたいと思っております。さて、いよいよ季節は秋を迎えるわけでございます。本町では日本スポーツマスターズ大会におきまして、9月28日より男子ソフトボール競技が開催されることとなっております。また、町民体育祭や各地区の公民館まつりなど、大小さまざまな行事がめじろ押しとなっております。議員の皆さま方におかれましてもご協力を頂く場面があるかと思っておりますけれども、引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

**○議長（安藤克彦議員）**

これにて会議を閉じます。

令和6年第3回長与町議会定例会を閉会します。

（閉会 11時06分）